

京都府立医科大学附属病院使用料等規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第 25 号

第 1 条 京都府立医科大学附属病院（附属北部医療センターを除く。）の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 療養の給付に要する費用は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額並びに健康保険法第 86 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 76 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額に相当する額
- (2) 入院時食事療養費に係る食事療養の費用は、健康保険法第 85 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額に相当する額

2 次に掲げるものについては、当該区分ごとに定める額

(1) 個室専用料

区分	種別	料金（1 日につき）
特	一般病棟	54,650 円
	緩和ケア病棟	37,200 円
A	一般病棟	29,070 円
	緩和ケア病棟	17,440 円
B	一般病棟	9,300 円
C	一般病棟	5,810 円
D	一般病棟	4,650 円

(2) 文書料

身体検査書 1 通につき 4,400 円
普通診断書 1 通につき 4,400 円
死亡診断書 1 通につき 4,400 円
特別診断書 1 通につき 7,700 円

ただし、難病の患者に対する医療等に関する法律（特定医療費の支給）に係る臨床調査個人票（診断書）及び児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費の支給）に係る医療意見書（診断書）については、1 通につき 7,700 円

その他証明書

簡単なもの 1 通につき 2,200 円
複雑なもの 1 通につき 5,500 円
診察券再発行 1 通につき 150 円

(3) 手術料及び処置料

消毒 1 件につき 1,530 円
転室 1 回につき 300 円

脱毛術

ア 表皮面積 25 平方センチメートル未満のもの 1 回につき 37,740 円
イ 表皮面積 25 平方センチメートル以上 100 平方センチメートル未満のもの
1 回につき 67,110 円

ウ 表皮面積 100 平方センチメートル以上のもの 1 回につき 96,390 円
特別皮膚はく離術

ア 表皮面積 25 平方センチメートル未満のもの 1 回につき 37,740 円

イ 表皮面積 25 平方センチメートル以上のもの 1 回につき 67,110 円
避妊術

ア 子宮内リング挿入 1 回につき 26,220 円

イ 子宮内リング抜去 1 回につき 17,820 円

分べん 1 回につき 250,000 円

(多胎分べんの場合は、第 2 子以上につき、1 人増すごとに 250,000 円を加算する。)

ただし、分べんが診療時間(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日(以下「休日等」という。)並びに土曜日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。)以外の時間に始まる場合にあっては、上記分べん料に 50,000 円(分べんが休日等及び午後 10 時から翌日の午前 6 時までに始まる場合にあっては、75,000 円)を加算する。

新生児保育 1 日につき 7,800 円

死体処置 1 件につき 6,100 円

歯列矯正

ア 床矯正装置 1 件につき 13,360 円

イ 調節 1 件につき 2,650 円

補綴

ア 金インレー 1 個につき 53,000 円

イ 金属床義歯(特殊合金)

全部床 1 床につき 238,980 円

12 歯から 14 歯までの欠損床 1 床につき 233,590 円

9 歯から 11 歯までの欠損床 1 床につき 227,980 円

1 歯から 8 歯までの欠損床 1 床につき 222,480 円

ウ 金冠 1 歯につき 83,240 円

エ 金属焼付陶材冠 1 歯につき 101,830 円

(4) 検査料

腎移植組織

適合性検査 1 件につき 35,200 円

(5) 相談料及び指導料

遺伝相談 1 回につき 9,900 円

妊婦相談 1 回につき 4,760 円

産・褥婦相談 1 回につき 5,000 円

(6) 別の保険医療機関等からの文書による紹介により来院した患者以外の者に係る初診時加算料

初診料算定 1 回につき 7,700 円

(7) 特定機能病院における再診の保険外併用療養費(選定療養)

1 回につき 3,300 円

(8) 時間外選定療養費(緊急の受診の必要性はないが患者が自由な選択に基づき、自己の都合により時間外診察を希望した場合) 1 回につき 11,000 円

(9) 妊娠中の入院並びに出産後の入院及び新生児の入院(出産の日から 1 月以内のものに限る。)に係る個室専用料

- 特 1 日につき 49,680 円
 A 1 日につき 26,420 円
 B 1 日につき 8,450 円
 C 1 日につき 5,280 円
 D 1 日につき 4,220 円

(10) 自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定により、損害賠償の対象となる場合

厚生労働大臣の定めにより算定した額に 100 分の 150 を乗じて得た額

(11) 日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者に係る自費診療にあつては、厚生労働大臣の定めにより算定した額に 100 分の 220 を乗じて得た額

(12) 他法令により診療費の算定が定まっているものについては当該算定基準により算定した額

(13) 国または地方公共団体等が使用料等を負担する場合は、当該国または地方公共団体等と協議して定めた額

(14) 前各号に定めのないもの 実費相当額

(15) 駐車場の使用料については、次の表に定める額

区分		使用料
自動車	診療等を受ける者	1 台 1 回につき 600 円 ただし、病院長が別に定める者については無料
	その他の者	1 台 1 回につき 1 時間 30 分以内 600 円 1 時間 30 分を超える部分につき 30 分までごとに 200 円

備考 この表において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に規定する二輪自動車を除く。）をいう。

第 2 条 使用料等は、そのつど徴収する。ただし、入院患者に係る使用料等は、理事長が指定する時期までに徴収し、退院する者については、その際徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、契約で定める場合又は救急診療等でそのつど徴収することが特に困難な場合は、後徴することができる。

第 3 条 入院を予約した者に対し、既に病室の準備その他あらかじめ入院に係る手続をしたときは現実に入院しない日についてもその使用料等に相当する額を徴収することができる。

第 4 条 理事長は、学術振興上その他特に必要と認める場合は、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

第 5 条 使用料等に係る遅延利息は、徴収しないものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程による改正後の第 1 条第 2 項第 1 号及び第 7 号の規定は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 2 項第 1 号及び第 7 号中 D に係る改正後の規定は、理事長が別に定める日から施行する。

(経過措置)

3 この規程の施行前の利用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 16 日から施行する。

ただし、更新に係るものについては、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。